

平成30年度

# 外部評価結果報告書

平成30年11月  
会津若松市外部評価委員会

# 目 次

1	はじめに	.....	1
2	外部評価対象政策分野	.....	2
3	外部評価結果	.....	2
4	おわりに	.....	15

## 附属資料

1	会津若松市外部評価委員会委員名簿	.....	17
2	会議経過	.....	17
3	根拠条例・要綱等	.....	18

# 1 はじめに

本市においては、平成13年度から計画・実施・評価・改善の PDCA マネジメントプロセスを通して、限られた行政資源の適正配分と市民満足度重視の視点に立った行政運営を図るため、行政内部における評価を実施している。これらについては、平成28年6月に施行された「会津若松市自治基本条例」第17条に位置づけられているところである。

平成17年度からは、市民の視点や専門的な知見から客観的に施策等に対する評価を行い、これを活かすことにより、市の最終評価がより適切に行われることを目指して、学識経験者や公募市民による外部評価を実施している。

さて、平成30年度については、「会津若松市第7次総合計画」に掲げる42政策分野のうち、「政策分野7 歴史・文化」「政策分野13 企業立地・産業創出」「政策分野14 雇用・労働環境」「政策分野22 低炭素・循環型社会」「政策分野23 自然環境・生活環境」「政策分野42 財政基盤」の6政策分野を選定し、評価を行った。

その選定理由については、まず、本年は戊辰150周年にあたることや、地域の資産である文化財の保存管理のあり方や活用状況の確認の観点から「政策分野7 歴史・文化」を、若者の地域への定着促進の観点から「政策分野13 企業立地・産業創出」「政策分野14 雇用・労働環境」を一括して評価、環境基本計画の改訂にあたり、計画に関連した様々な取組を評価する観点から「政策分野22 低炭素・循環型社会」「政策分野23 自然環境・生活環境」を一括して評価、市政の基盤である財政運営の観点から「政策分野42 財政基盤」を評価した。

それぞれの政策分野を評価するにあたっては、担当課との質疑応答を複数回実施して検証を行い、施策の目的や社会情勢の変化等に照らして現在行われている事業の妥当性や今後必要とされる取組、改善の方向性などを評価・意見としてとりまとめたところである。

今回の評価・意見を今後の市政運営に活かし、限られた予算・人員の中で全職員の創意工夫により市民サービスの向上を図り、常に市民の立場に立って、市政運営に尽力されることを強く願うものである。

会津若松市外部評価委員会	委員長	青木 孝弘
	副委員長	坂場 八重子
	委員	江花 義博
	委員	庄司 遼
	委員	鈴木 勝人
	委員	藤崎 秀司
	委員	山口 巴

## 2 外部評価対象政策分野

外部評価対象の政策分野については、下記のとおり選定した。

政策目標	政策／政策分野	主管部課
未来につなぐ ひとづくり	政策2 生涯にわたる学びと活躍の推進 「政策分野7 歴史・文化」	教育委員会文化課
強みを活かす しごとづくり	政策3 生活の基盤となる仕事の創出 「政策分野13 企業立地・産業創出」 「政策分野14 雇用・労働環境」	観光商工部商工課、企業立地課
安心、共生の くらしづくり	政策6 人と豊かな自然との共生 「政策分野22 低炭素・循環型社会」 「政策分野23 自然環境・生活環境」	市民部環境生活課、廃棄物対策課
豊かで魅力あ る地域づくり	政策10 社会の変化に対応した行財政運営 「政策分野42 財政基盤」	財務部

## 3 外部評価結果

外部評価結果については、市の担当課より施策の内容の説明を受け、委員各々の視点により検証を行った後、委員会として評価をしたものである。市当局は平成30年度の行政評価における最終評価の参考とし、今後の施策展開に活用していただきたい。

また、施策の評価だけでなく、各政策分野を構成する事務事業についても、今後のあり方や方向性等について附帯意見として報告するので、今後の行政運営の参考とされることを併せて希望する。

<b>政策名</b>	7 歴史・文化	<b>主管部課</b>	教育委員会文化課
<b>目指す姿</b>	文化芸術に親しむ機会にあふれ、本市の豊かな歴史資源の継承のもと、文化や歴史の魅力が世界に発信されているまち		
<b>主な事務事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化振興事業</li> <li>● まちなかアートプロジェクト事業</li> <li>● 文化財整備事業</li> </ul>		
<b>施策推進の方向性</b>			
歴史資源や伝統文化を継承する人材の育成を図る観点から、若年層が歴史や芸術に親しむことができる機会を作りながら、引き続き事業を進めるべきである。			
<b>評価内容</b>			
<p><b>【評価、期待する点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史と伝統・文化は本市の貴重な地域資源であり、これを守り未来に伝えていく本政策は中長期的な視点から戦略的な取組が求められる。この点において、子どもを対象にした「まなべこ応援隊」事業など若い世代の取込みに一定の成果が見られ評価できる。</li> <li>● 文化施設については指定管理制度等を通じて、適切に管理されており、今後も民間事業者の強みを最大限に活かせる制度運用に努めていただきたい。</li> <li>● 指定文化財の状況について、国・県指定のものは定期的なパトロールにより、市指定のものは所有者と適宜連絡を取り確認し、破損や散逸を防止する体制ができており評価できる。</li> <li>● 会津の歴史、文化は領域が広く、多くの事業に取り組んでいると理解する。 市民文化祭や会津美術展等の文化活動の支援は多くの市民が参加できる良い機会であり、会津の伝統工芸の後継者の育成にもつながる。 貴重な歴史資源や伝統文化は市民の精神的な支えとなるものであり、今後の積極的な取組に期待する。</li> </ul>			

### 【見直し、改善、留意すべき点など】

- 今後は総合計画の基本理念である「温故創しん」をさらに意識して、デジタルアートやアーティストの移住促進など、若年層に向けた新たな施策を取り入れながら、まちづくりと歴史・文化との融合を一層図っていただきたい。
- 地域の芸術・歴史・文化を担う人材が育つには、幼児期からの教育が必要であると考えられる。新たな施策を実施するなど、市民がより気軽に触れることのできる環境づくりに取り組んでいただきたい。

### 事務事業に関する意見

#### 1 あいづまちなかアートプロジェクト事業【施策1-2】

- 「漆」を素材としたアート作品と歴史的建造物のコラボレーションは、他では見られない本市のオリジナリティが溢れた事業として評価できる。  
事業開催するにあたり、運営側の人材確保や、来場者へのおもてなしなどのサービス向上のため、外部委託も含めて発展的に開催されることを希望する。

#### 2 芸術文化鑑賞促進事業【施策1-3】

- 東京都内の芸術文化施設等の優れた美術品の鑑賞は、個人ではなかなかできないことである。4年生から6年生を対象としており、年齢的にも良い経験になるため、会津鉄道(株)との共同事業は今後ともぜひ継続していただきたい。

#### 3 會津風雅堂管理事業【施策2-2】

- 音響については各人それぞれの感じ方があるものの、改修工事を実施することにより、より良い音が聴けるよう、大いに期待する。

#### 4 歴史資料センター管理運営事業【施策2-3】

- このような郷土の歴史に関する調査・研究活動拠点があることは大切な事である。新たな資料が発見されると、従来言われていた事が間違っていたことが判明することもある。歴史の真実を調査し、発表をしてほしい。

#### 5 赤井谷地保存整備事業【施策3-3】

- 赤井谷地保護に対する取組とはいえ、見学もできないようでは市民の理解を得難いと考えられる。当地域の希少価値や植物群等のアピール等をし、市民に関心を持たせるため、環境に影響の出ない程度に観察歩道等を整備し、一般の方も直接観察できるようにすべきである。

<b>政策分野名</b>	<b>13 企業立地・産業創出</b> <b>14 雇用・労働環境</b>	<b>主管部課</b>	観光商工部商工課・ 企業立地課
<b>目指す姿</b>	<p>「政策分野13」 企業誘致と支援、起業支援、新産業の創出により、安定したしごとのある まち</p> <p>「政策分野14」 働きやすく、働き続けることができるまち</p>		
<b>主な事務事業</b>	<p>「政策分野13 企業立地・産業創出」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業誘致促進事業</li> <li>● 創業支援事業</li> </ul> <p>「政策分野14 雇用・労働環境」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材バンク事業</li> <li>● 勤労青少年ホーム管理運営</li> </ul>		
<b>施策推進の方向性</b>			
<p>若者の雇用促進のため、今後とも魅力ある企業の誘致や創業、働きやすい環境の整備に努めながら、事業を進めるべきである。</p>			
<b>評価内容</b>			
<p><b>【評価、期待する点】</b></p> <p><b>1 政策分野13 企業立地・産業創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 河東、徳久工業団地への企業誘致の取組は着実な成果を挙げており評価できる。本施策の成果として「若者の地元定着、地元回帰を促す雇用拡大」が期待されていることから、成果目標として単に新規企業の立地件数を目指すだけでなく、どういった雇用に貢献しているのか（地元採用数等）にも、目配りしていくことも重要である。</li> <li>● 企業誘致の推進や成長産業の集積について、基本的な考え方や具体的な計画が現実的な視点で策定されている点が評価できる。実現に向けた取組の継続を期待したい。</li> <li>● 地方振興には企業誘致と観光振興が重要である。首都圏から ICT オフィスへ企業を誘致しても、直ちには地元の雇用につながらないが、長期的な視点では、当該企業への会津地域出身の就職希望者が増えることで、地元に着する雇用につながっていくのではないかと考える。</li> <li>● 企業誘致、新産業の創出に力を入れることが、市の発展、市民生活の安定に重要なことなので、本政策は今後とも拡大していくべきである。</li> </ul>			

- 企業立地に向け、トップセールス及び会津大使又は企業誘致推進員制度の活用により企業誘致活動が行われていることは評価できる。また、全職員によるさらなるPR活動がなされることを期待する。

## 2 政策分野14 雇用・労働環境

- 本来、雇用活動は各企業がそれぞれ行うものであるが、首都圏の若者へのアプローチは、行政が関わって押し進めることが非常に効果的である。  
その点、市のマッチング支援や情報発信は、積極的に行われており、大変評価できる。
- あしすとや勤労青少年ホームについては、利用者数の増加が課題であるが、事業の中身は日々工夫を凝らして、良くなってきている。若者の交流活動やレクリエーションの場として、今後も事業を継続できるように期待する。
- 全体として、働きやすい環境の整備に向けた施策への取組がみられる。  
就職フェアの開催、求人・求職のマッチングの取組など、一定の評価ができる。

### 【見直し、改善、留意すべき点など】

#### 1 政策分野13 企業立地・産業創出

- 医療福祉分野を新たな基軸産業に成長させるための戦略的な取組みが求められている。これまでの医工連携に加えて、本市の強みである ICT 関連企業や会津大学等との連携をさらに強化すべきである。  
さらに、ICT 関連企業においては、国内企業のみならず、外国企業の誘致に対し更に力を入れるべきである。そのような取組の積み重ねが、本市が国際都市になり発展していく原動力になると考える。
- 起業支援・新産業創出については、起業マインドの醸成が課題であるという認識は持っているものの、効果的な対策を打ち出せていない。  
IT ベンチャー企業は今後も本市にとって必要であり、IT 産業は重要な産業であるから、起業環境の整備や経済団体との連携、情報提供などを積極的に進めることを期待する。
- 会津地域の高校の卒業生で、就職を希望していた生徒のうち約6割が会津地域に就職しているが、もっと残って活躍していただきたい。企業訪問の実施は、具体的な仕事の内容を知ることができ、自分のなりたい仕事がイメージできるようになることから、企業・学校・行政が手を組んで取り組むことを期待する。また、市政だよりでの情報発信も継続していただきたい。



- それぞれの施策に対し、民間企業との連携協働を推進しながら、ICT 以外の地域産業を発展していく新たなネットワークや協議団体を設立しても良いと考える。  
また、工業用地の整備と企業誘致をしたことで、どれだけ魅力あるまちづくりにつながったのかなどについて市民の声を調査し、施策に反映すべきである。

## 2 政策分野14 雇用・労働環境

- 雇用政策課題である「企業の人手不足と雇用のミスマッチ」に対して、現行の就職フェアと人財バンクをより効果的に運用していくことが重要である。その上で政府が外国人労働者・技能実習生の受入拡大方針を示していることから、本市においても早急に労働力不足の現状把握と外国人材の受入のニーズ、対応策の検討に着手すべきと考える。
- 社会経済状況により、正社員としての求人が出来ないのは理解するが、企業は人なりである。県・国などと協力し、身分が保証される正社員の雇用拡大を図っていただきたい。
- 働き方改革など労働人口の減少に対応した新たな取組が必要とされ、社会的な期待が大きい政策分野である。他方、重要業績評価指標とされている就職面接会での就職者数に関して、目標値は平成29年度が45名、平成34年度が48名と微増の設定に留まっており、これをみて明るい兆しを感じるの難しい。他の自治体の施策なども参考に、市民が可能性を感じられるような目標と内容の見直しを図り、事業を継続していただきたい。

## 事務事業に関する意見

### 1 政策分野13 企業立地・産業創出

#### (1) 企業誘致促進事業【施策1-1】

- 会津地域からの人口流出を防ぎ、産業活性化を図るためには、企業誘致によるところが大きい。引き続き魅力ある企業の誘致を続けていただきたい。
- 魅力ある企業が、魅力あるPRを行うことや地域に溶け込み協働していただくための働きかけが必要ではないか。
- 工業団地全体に統一感を持たせるなど、魅力的なまちづくりの一環として建設することを検討していただきたい。  
また、企業誘致の際には、事業所内保育施設の検討が可能な企業かなど、被雇用者のニーズを取り入れるような視点を持っていただきたい。

## **(2) ものづくり企業連携促進事業【施策1-2】**

- 会津の製造業が組織的連携を深めるのは良いことである。  
目に見える成果が現れることを期待する。

## **(3) (仮称) 新工業団地の整備検討【施策1-4】**

- 工場を誘致するのに、誘致すべき工業団地がないのでは、話が進まないので、スピード感を持って進めるべきである。

## **(4) ICT オフィス環境整備【施策2-1】**

- 外国企業の誘致にも力を入れてほしい。その過程において外国企業誘致のノウハウを蓄積してほしい。
- 県立病院跡地に第二ICTオフィスビルを建設することも有効ではないかと考える。

## **(5) サテライトオフィス誘致事業【施策2-3】**

- サテライトオフィスを企業誘致のトライアル施設として活用する施策は有効と考えられるが、今後効果を検証しながら、職住一体型の活用、空き家(宿泊施設)との連携、運営委託のあり方、使用料の徴収について吟味していく必要がある。

## **(6) 創業支援事業【施策3-6】**

- 様々な団体やまちづくりのリーダーとなりえる人材育成に力をいれてほしい。  
地域で活躍されている人、中心になられている人、地域をリードしている人を引き出すことや外部からの招へいが必要と考える。

## **2 政策分野14 雇用・労働環境**

### **(1) 就職フェア in あいづ実行委員会負担金【施策1-1】**

- 求人と求職を結びつけるイベントは必要であることから、年複数回の開催も視野に入れてはどうか。また、参加企業数を増やすべきである。
- 平成30年7月25日の就職フェア in あいづ2018の実施状況では、参加企業68社、参加求職者145人、うち48社が延べ126人と面談されたが、就職結果は不明であり、追跡調査の結果が重要である。今後につながる事であるため、しっかり検証していただきたい。

## **（２）会津職業訓練協会補助金【施策１－６】**

- 「建築大工」のみならず、能力開発に関する施策を求めている企業、Ｕターン者が存在する。対象となる職種の拡大ができれば、民間企業との連携を広げ、ひいては移住定住の施策となると考えることから、内容の見直しを検討していただきたい。

## **（３）勤労青少年ホーム管理運営【施策２－１】**

- 市内企業の大半が中小・小規模企業であり、そこで働く多くの若年労働者の福利厚生、交流の場として本施設は重要で、ホームページ等で情報発信を工夫して会員拡大に努めていることは評価できる。近年、市が誘致を推進している ICT 関連企業にも勧誘を拡大し、若者交流を通じた定住促進への貢献にも期待する。

今後は、ニーズに合った内容を充実するとともに、指定管理であるメリットを生かし、独自性を高めていただきたい。

## **（４）一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンター補助金【施策２－２】**

- 企業に対する「あしすと」の周知を続ける中で、会社が自社の福利厚生規程を持っている場合はその給付金額の内に「あしすと」による給付金額を含むような方法を検討していただきたい。また、更に魅力的な事業とする為に、慶弔見舞金給付事業における給付額の増額も検討していただきたい。

<b>政策分野名</b>	<b>22 低炭素・循環型社会</b> <b>23 自然環境・生活環境</b>	<b>主管部課</b>	市民部環境生活課・ 廃棄物対策課
<b>目指す姿</b>	<p>「政策分野22」          省エネルギーや再生可能エネルギーが普及し、資源循環型のライフスタイルが根付く、環境への負荷が少ないまち</p> <p>「政策分野23」          市民一人ひとりが環境保全・美化意識を持ち、豊かな自然に囲まれた、きれいで快適な生活環境が整ったまち</p>		
<b>主な事務事業</b>	<p>「政策分野22 低炭素・循環型社会」</p> <p>● 環境基本計画推進事業      ● ごみ減量化推進事業</p> <p>「政策分野23 自然環境・生活環境」</p> <p>● 猪苗代湖環境保全推進事業      ● 生活環境保全事業</p>		
<b>施策推進の方向性</b>			
<p>環境問題に対する市民の意識向上を図るとともに、地域住民や企業等との連携を強化することにより、協働事業の拡大と深化を図りながら、事業を拡大すべきである。</p>			
<b>評価内容</b>			
<p>【評価、期待する点】</p> <p><b>1 政策分野22 低炭素・循環型社会</b></p> <p>● 第2次環境基本計画に沿って各施策が取り組まれ、環境審議会でのチェック機能や市民へのアンケート調査、ホームページでの情報公開など適切で丁寧な行政運営がなされており、評価できる。</p> <p>● 市施設への再生可能エネルギー導入は、今後とも全庁的な促進が必要である。          また、民間事業者、一般家庭における再生可能エネルギーの導入促進は評価できる取組であり、状況を見極め、推進してほしい。</p> <p>● この分野は、地球規模的な問題であり、国の政策とも大きく関係するところである。市としてできることを着実に実行しており評価できる。今後とも、国等の動向を捉えながら、事業を拡大すべきである。</p>			

## 2 政策分野23 自然環境・生活環境

- 本施策は、いずれもきれいで快適な生活環境を守るために不可欠な事業であり、確実に運営されていることは評価できる。
- 水質調査や環境放射線調査について良く行われている。安全性の確保のためにも今後とも調査を継続して実施し、結果を公表していただきたい。

### 【見直し、改善、留意すべき点など】

## 1 政策分野22 低炭素・循環型社会

- 環境関連計画の効果的な進行管理とあるが、市民の認識はまだ低いと考える。環境問題の重要性をもっと市民にPRし、理解を深められるよう努力していただきたい。
- 会議におけるペーパーレス等、市役所内のごみの減量化にかかる取組をさらに加速すべきである。そのためには、ペーパーレス会議にかかるシステムの構築などについて、外部委託を検討していただきたい。

## 2 政策分野23 自然環境・生活環境

- 水環境、環境騒音、悪臭、市街地の鳥害対策など、とても大きな問題が山積している。今後は、財源上も人的にも自治体でできる範囲は限られてくると想定できるため、市民や企業との協働事例を数多く仕掛け、効果的な事業展開のノウハウを蓄積していただきたい。
- 猪苗代湖の水質が本政策の評価指標として使われているが、流入河川のpH上昇など外部要因の影響を大きく受けることから、「市民の環境保全や美化意識」を測ることのできる別の指標も検討すべきである。
- 市内一斉清掃のように、全市民が認識し、協力してできる大規模な事業を展開することも必要であると考えます。

## 事務事業に関する意見

## 1 政策分野22 低炭素・循環型社会

### (1) 地球温暖化対策推進事業【施策1-2】

- 市独自で環境マネジメントシステムに取り組んでいることは一定の評価ができるが、市役所の紙使用量の削減目標は保守的であり、民間事業者に対する率先垂範の役割が現状では果たせていない。まずは市役所や市議会においてペーパーレス会議を推進すべきである。

## **(2) 再生可能エネルギー推進事業【施策1-3】**

- 確たる電力源としていかなければならないが、再生可能エネルギーを推進していく過程で、自然災害などにより事業者が業務を継続できなくなった場合に電力不足になる危険があると推考できる。このような事態等を想定し、対処方法を検討すべきである。

## **(3) 分別資源物回収事業【施策2-1】**

- 施設の見学、出前講座は継続して実施していただきたい。特に、各町内の区長を巻き込んだ行政の声かけは、PR効果が高いと考える。

## **(4) ごみ減量化推進事業【施策2-2】**

- 多くの事業に取り組まれている点はとても評価できる。盛んに啓発活動もやっているが、市民の意識はそれ程高くはないと考える。市民が自分の問題と認識するよう、市職員が各地区を回って丁寧に説明をするなど、具体的できめ細かな意識啓発が必要である。

## **2 政策分野23 自然環境・生活環境**

### **(1) 野生生物生息環境保全事業【施策1-1】**

- 自然環境教室は小中学生を対象にして継続していただきたい。  
市民への参加も呼びかけをして、参加者が増えることを期待する。

### **(2) 猪苗代湖環境保全推進事業【施策1-2】**

- 県や流域市町村の汚濁負荷低減に関わる活動は大切な事なので、継続してほしい。湖心部のCOD75%値が高くなってきた要因として、長瀬川からの酸性水流入の変化等、自然現象の影響がある。人的努力でどこまで下げられるのかを推測して行うことも必要である。

### **(3) 生活環境保全事業【施策2-2】**

- ゴミのポイ捨てや犬フンの放置の問題は、市民のモラル向上のための教育が不可欠である。
- 環境美化推進協議会、生活環境保全推進員など、各地区の委員それぞれの努力に期待する。

### **(4) ごみステーション設置補助【施策2-3】**

- 折りたたみ式ごみ集積施設は、常設が困難な町内会の切なるニーズに応えるものであり、継続して設置の推進に取り組んでいただきたい。

<b>政策分野名</b>	<b>42 財政基盤</b>	<b>主管部課</b>	財務部
<b>目指す姿</b>	社会の変化に対応した財政運営と、適正な税収の確保により、将来にわたって持続可能で安定的な行財政基盤が構築されたまち		
<b>主な事務事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政管理</li> <li>● 納税環境整備事業</li> </ul>		
<b>施策推進の方向性</b>			
<p>より一層の財政健全化に取り組むとともに、納税環境の向上を図りながら、引き続き事業を進めるべきである。</p>			
<b>評価内容</b>			
<p><b>【評価、期待する点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政運営に関しては、「中期財政見通し」の策定や「公債費負担適正化計画」の進捗管理を行い、計画的に進めながら着実に成果を挙げている点が評価できる。</li> <li>● 税収の確保に関しては、納税方法の簡素化や情報発信の強化など、市税徴収率の向上への取り組みが見られ、大変評価できる。一定割合の未納者が出ることは避けられないが、eLTAXなどの活用により、納税者のさらなる利便性向上を期待する。</li> </ul> <p><b>【見直し、改善、留意すべき点など】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市政だよりにその年度の収入・支出状況が掲載されるが、前年対比から5期比較があると分かりやすい。また、増減が多い項目等のコメントも掲載すべきである。</li> <li>● 97.2%という高い市税徴収率を維持するため、職員の業務の生産性の向上、効率化を図られるよう、高度な納税システムの導入を図っていただきたい。</li> </ul>			

## 事務事業に関する意見

### 1 財政管理に要する経費【施策1-1】

- 公共施設等の老朽化が目立ってきており、長寿命化対策として修理をしながら使用しているのが現状であるが、いずれは新しくしなければならない。  
財源が不足する場合は「実質公債費比率及び市債残高の低減」にこだわらずに借り入れをする事も検討すべきである。

### 2 「統一的な基準による地方公会計制度」に基づく財務書類作成【施策1-3】

- 新たな基準による財務書類の作成が、平成28年度決算分から適正に行われている。今後、行政評価でのさらなる活用と早期の開示が望まれる。

### 3 予算編成事務【施策1-4】

- 枠配分方式による予算編成の中、事務事業の順位付け、スクラップ&ビルド等のマネジメント力強化は評価できる。市民への説明も必要である。

### 4 徴収事務【施策2-7】

- 税外債権は市税と違って、徴収率といった数値目標や共通の管理手法に馴染まない側面があるが、適正な管理について担当課と認識を共有し、全庁的に効率的な債権回収に努めていただきたい。
- 滞納整理や徴収技術の向上については、相当の研修と経験、さらにはメンタルサポート等に関わる人材の育成が大変重要であることから、業務の遂行にあたっては、外部委託も検討していただきたい。



## 4 おわりに

外部評価の取組について、各委員より次のような意見があったので、今後の取組改善の参考として活用していただきたい。

### 【外部評価制度について】

- 今年度の評価対象施策は6政策分野を選定したが、ボリュームが多いように感じた。十分な検討を行うためには4政策分野が適正である。
- 行政評価の資料の見方に慣れ、十分に理解するまで時間を要した。施策分野全体の説明については、パワーポイント等を活用して説明していただけると理解しやすい。
- 評価対象とした政策分野について、資料を読み考察することにより、市政等について勉強になった。総合計画を遂行するにあたり、市民と行政機関との考えに乖離をなくすために、本制度を継続すべきである。
- 市政は時代の先を見通し、日々の生活から多くの問題が審議され、施策が計画・実行されることにより市民の生活が守られていると実感した。本制度は誰でも応募でき、市政を知ることができる。

### 【その他】

- 市民に市の施策を理解していただくために、数年ごとに、市民に周知する機会づくりが必要であると考えます。

(参考) これまでの改善経過

外部評価の意見を踏まえて、改善のあった点を以下に記載する。

**【平成28年度】**

- (意見) 外部評価委員へ複数の女性の参画が望ましい。  
⇒ (改善点) 平成29年度から女性2名の参画をいただくことで、より一層、女性の視点を反映させることが可能となった。
  
- (意見) 内容を事前に把握して外部評価委員会に臨むためにも、外部評価対象施策の資料を事前に配布していただきたい。  
⇒ (改善点) 資料の事前配布が概ねなされた。特に、委員からの質問への回答を事前に確認できるようになったことで、理解しやすくなった。

**【平成29年度】**

- (意見) ホームページで委員名と委員会の日程、議題を公開し、市民傍聴の機会を拡充すべきと考える。  
⇒ (改善点) 市ホームページでの周知が図られた。
  
- (意見) 外部評価委員会における評価結果について、それらが施策にどのように反映されたかを示すべきである。  
⇒ (改善点) 資料に基づき説明がなされ、評価結果への対応状況や今後の方針について確認を行った。

## 附属資料

### 1 会津若松市外部評価委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	青木 孝弘	学識経験者（会津大学短期大学部准教授）
副委員長	坂場 八重子	学識経験者（男女共同参画団体）
委 員	江花 義博	公募市民委員
	庄司 遼	学識経験者（司法書士）
	鈴木 勝人	学識経験者（税理士）
	藤崎 秀司	公募市民委員
	山口 巴	公募市民委員

### 2 会議経過

会議回	開催日	協議内容等
第1回	5月30日	概要説明 外部評価対象施策選定
第2回	7月18日	外部評価対象政策（企業立地、雇用、財政基盤）概要説明
第3回	8月3日	外部評価対象施策（企業立地、雇用、財政基盤）質疑応答
第4回	8月22日	外部評価対象施策（企業立地、雇用、財政基盤）評価・意見交換 外部評価対象施策（歴史、低炭素、自然環境）概要説明
第5回	9月26日	外部評価対象施策（歴史、低炭素、自然環境）質疑応答
第6回	10月10日	外部評価対象施策（歴史、低炭素、自然環境）評価・意見交換
第7回	10月24日	外部評価結果報告書案検討
第8回	11月7日	外部評価結果報告書決定
報 告	11月16日	外部評価結果の市長への報告

#### ※評価の流れ

- ①政策分野の取組概要について市担当課が説明  
↓ 各委員から質問
- ②政策分野の取組に対する質問及び回答  
↓ 各委員が評価案を作成
- ③政策分野に対する評価案を発表し、意見交換

### 3 根拠条例・要綱等

#### 会津若松市自治基本条例（抜粋）

（平成28年6月29日施行）

##### （行政評価）

第17条 市長は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により総合計画の進行管理を行うものとする。

2 市長は、前項の行政評価の結果に基づき、事務事業の改善及び見直しを図るとともに、当該行政評価の結果を分かりやすく公表するものとする。

3 市長は、第1項の行政評価を行うに当たっては、その客観性、信頼性及び公平性を確保するため、第三者による評価の手法を取り入れるものとする。

#### 会津若松市外部評価委員会開催要綱

（平成17年6月13日決裁）

（平成19年6月1日一部改正）

（平成29年3月21日一部改正）

##### （開催）

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

##### （構成）

第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者等 4人
- (2) 公募による市民 3人

##### （任期）

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の再任は、2期4年を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。